



○長野県告示第220号

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第27号)の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「 $\frac{3}{4}$ 」又は「 $\frac{5}{6}$ 」を「 $\frac{3}{4}$ 」に、

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設

別に定める額

別に定める額

を

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設

別に定める額

別に定める額

に改める。

介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護を行う事業所

別に定める額

別に定める額

別に定める額

第3の見出しを「(補助対象経費等)」に改め、同第3第1項の表中「暖房設備に要する工事費又は工事請負費」の次に「(特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設

及び痴呆性高齢者グループホームに係るものを除く。)]を加え、「補装具製作施設、」を「特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設、痴呆性高齢者グループホーム、補装具製作施設及び」に改め、「浄化槽設備に要する工事費又は工事請負費」の次に「(特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設及び痴呆性高齢者グループホームに係るものを除く。)]を、「スプリンクラー設備に要する工事費又は工事請負費(」の次に「既存施設のうち」を加え、同第3第2項中「基準額」の次に「(以下この項において「基準額」という。)]を、「除く。」の次に「以下この項において同じ。)]を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別養護老人ホーム(市町村が整備するものを除く。)、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設及び痴呆性高齢者グループホーム(市町村及び社会福祉法人が整備する場合には限る。)を整備する場合には、基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に第2に規定する補助率を乗じた額とを比較していずれか少ない方の額を補助額とする。

第3第3項中「前々年度」を「前年度以前」に、「平成11年度の単価を適用し、前年度からの継続事業においては、平成12年度」を「補助を受けた初年度」に改める。

別表第1の主体工事費の項中「1(1)に定める算定基準となる単価に(2)に定める算定基準となる面積を乗じて得た額」の次に「。ただし、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設並びに痴呆性高齢者グループホーム(市町村及び社会福祉法人が整備する場合には限る。)]を除く。」を加え、「付表3」を「付表4」に、「付表4」を「付表5」に、

「 3 1及び2の規定にかかわらず、大規模な修繕その他特別な整備を必要とする場合は、
別々に定めるところにより知事承認した額
を
」

- 3 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)、在宅介護支援センター、在宅複合型施設並びに痴呆高齢者グループホーム(市町村及び社会福祉法人が整備する場合に限る。))にあつては、定員1人を単位とするものは付表2に掲げる基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額、1施設を単位とするものは付表2の基準単価として定める額。ただし、(1)に掲げる場合にあつては(1)に定める額とし、(2)から(4)までに掲げる場合にあつては、それぞれ(2)から(4)までに掲げる額を加算した額とする。
- (1) 拡張の場合は、平成14年度以降に実施する老人福祉施設等における拡張工事に係る国庫負担(補助)金の算出方法の取扱いについて(平成14年3月28日老発第0328001号厚生労働省老健局長通知)により算出した額
- (2) 特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)であつて、第2の表に規定する社会福祉施設等と同一建物内、同一敷地又は隣接敷地等に職員宿舍等を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額
- (3) 人口10万人以上の市において高層化して整備する場合であつて、都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成3年11月25日社施第121号厚生省社会局長、児童家庭局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)に定める基準に適合する整備を行う場合は、上記に定める方法により算定された額に0.10を乗じて得た額
- (4) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に0.10を乗じて得た額
- 4 1から3までの規定にかかわらず、大規模な修繕その他特別な整備を必要とする場合は、別に定めるところにより知事が承認した額

に改め、同表の暖房設備工事費の項中

「1万4,100円」を「1万3,400円」に改め、同表の冷房設備工事費の項中「1万9,900円」を「1万8,800円」を「2万

「初度調弁費」を「設備整備費」

3,500円」に改め、同表の昇降機設備工事費の項中「1,143万円」を「1,083万円」に改め、同表中

に、「付表5に掲げる初度調弁費基準額。」を「付表6に掲げる設備整備費基準額。」に改め、同表の改築に係る設備整備費の項中「付表5」を「付表6」に、「初度調弁費」を「設備整備費」に改め、同表の非常通報装置設備整備費の項中「付表6」を「付表7」に改め、同表の

送迎バス・通園バス整備費の項中「付表7」を「付表8」に改め、同表のサテライト型デイサービス事業設備整備費の項を削る。
別表第2の1の主体工事費の項を次のように改める。

主体工事費	児童館	円
児童 厚 生 施 設	217.6平方メートル以上	33,488,000
	1 創設及び改築の場合 336.6平方メートル以上。ただし、大型 児童センターについては、500平方メートル 以上	51,611,000 〔大型児童センター 一にあつては〕 71,916,000
		45,449,000 〔大型児童センター 一にあつては〕 62,730,000
		51,611,000 〔大型児童センター 一にあつては〕 71,916,000
	2 増築の場合（小型児童館を増築して児 童センターとする場合に限る。） 知事が承認した面積。ただし119平方 メートルを限度とする。	1平方メートル当 たり 143,900
		〃 125,500

介護老人保健施設(分館型介護老人保健施設)にあつては、各基準額の $\frac{1}{2}$ とする。)	児童クラブ室の整備を行う場合の加算	31.8平方メートル以上	木造	143,900	
	心身障害児総合通園センター(相談・検査部門)		750平方メートル以上	鉄筋	4,579,000
				ブロック	3,990,000
				木造	4,579,000
				鉄筋	117,640,000
	痴呆性高齢者グループホーム(公益法人等及び医療法人が整備する場合に限る。)			20,000,000	
	介護老人保健施設(分館型介護老人保健施設)にあつては、各基準額の $\frac{1}{2}$ とする。)	整備基本額	介護老人保健施設を新設する場合		25,000,000
		過疎地加算			55,000,000
		痴呆加算	痴呆専門棟加算		27,000,000
		グループケアユニット型加算	3ユニットを限度とする		1ユニットにつき 6,000,000
	病床転換加算			削減1床につき 1,000,000	

	増床加算	50床を限度とする。 1 通常型 2 グループケアユニット型	1床につき 350,000 500,000
	改修経費	グループケアユニット型	1ユニットにつき 3,000,000
訪問看護事業所		20平方メートル以上かつ当該施設整備事業の事業費の額が50万円以上	4,000,000

別表第2の1の暖房設備工事費の項中 「10,630,000」を「10,080,000」に改め、同1の冷房設備工事費の項中 「14,900,000」を「14,130,000」に、「18,610,000」を「17,640,000」に改め、同1の浄化槽設備工事費の項中 「3,870,000」を「3,670,000」に改め、同1の設備整備費の項中

痴呆性老人グループホーム(市町村及び社会福祉法人が整備する場合に限る。)		2,000,000
児童館及び児童センター(大型児童センターを除く。)	[年長児童用設備を整備する場合にはあつては]	3,420,000 6,180,000]
大型児童センター		6,180,000

介護老人保健施設		補助率は基準額の1/2とする。	5,000,000
児童館及び児童センター (大型児童センターを除く。)		3,420,000 〔年長児童用設備を整備する場合にはあっては6,180,000〕	
大型児童センター		6,180,000	
介護老人保健施設	補助率は基準額の1/2とする。	5,000,000	
訪問看護事業所	単価が2万円以上の備品でかつ当該設備整備事業の事業費の額が50万円以上	1,500,000	

に改め、同1に注として次のように加える。

(注) 前々年度からの継続事業においては、平成12年度基準単価を適用し、前年度からの継続事業においては、平成13年度基準単価を適用する。

円	188,400 (203,000)
円	165,100 (179,700)
円	186,400 (201,000)

円	198,700
円	174,100
円	196,600

別表第1の付表1中
を
に改め、同付表1の注を次のように改める。

171,400	162,400 (177,000)
180,300	170,900 (185,500)
161,800	153,300 (167,900)
199,700	189,300 (203,900)
151,900	144,100 (158,700)
199,700	189,300 (203,900)
180,300	170,900 (185,500)
157,700	149,500 (164,100)
180,300	170,900 (185,500)

(注) 1 知事が承認した施設においてスプリングラー設備を整備する場合は、()内の基準単価を適用する。

2 前年度以前からの継続事業においては、当該事業開始年度の本体工事基準単価を適用する。

別表第1の付表7を同表の付表8とし、同表の付表6中「528千円」の次に「。ただし、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム(市町村が整備するものを除く。)、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。))及び在宅複合型施設にあつては、1施設396千円を、「265千円」の次に「。ただし、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム(市町村が整備するものを除く。)、軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。))及び在宅複合型施設にあつては、1施設199千円」を加え、同表の付表7とし、同表の付表5中「初度調弁費」を「設備整備費」に、

<p>隣保館 132平方メートルの施設 132平方メートルをこえ198平方メートル以内の施設 198平方メートルをこえ264平方メートル以内の施設 264平方メートルをこえ331平方メートル以内の施設 331平方メートルをこえ661平方メートル以内の施設</p>	<p>1,353,000円 1,807,000円 2,082,000円 2,358,000円 2,669,000円</p>	<p>を ただし、特別な設備を必要とする場合は443,000円の範囲内において、知事がその都度承認した額を加算する。</p>	<p>」</p>
<p>隣保館</p>	<p>1 施設3,112,000円の範囲内において、知事がその都度承認した額</p>	<p>に、</p>	<p>」</p>
<p>特別養護老人ホーム 老人ショートステイ用居室の整備を行う場合</p>	<p>248,000円×入所(増加)定員 95,000円×利用(増加)定員</p>	<p>を</p>	<p>」</p>
<p>特別養護老人ホーム(市町村が整備する場合を除く。) 老人ショートステイ用居室の整備を行う場合</p>	<p>186,000円×入所(増加)定員 71,000円×利用(増加)定員</p>	<p>に、</p>	<p>」</p>

特別養護老人ホーム（市町村が整備する場合に限る。） 老人ショートステイ用居室の整備を行う場合	$248,000円 \times 入所（増加）定員$ $95,000円 \times 利用（増加）定員$	」
軽費老人ホーム	$129,000円 \times 入所（増加）定員$	を
軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（ケアハウス）	$129,000円 \times 入所（増加）定員$ $97,000円 \times 入所（増加）定員$	に、
老人デイサービスセンター 基本事業部門の整備 基本事業部門及び入浴部門の整備 基本事業部門及び給食部門の整備 基本事業部門並びに入浴部門及び給食部門の整備 小規模デイサービスセンター（D型）の整備 機械入浴部門の整備 給食部門の整備 痴呆性老人向け毎日通所型デイサービスセンター（E型）の整備 機械入浴部門の整備 給食部門の整備	以下に定める額 ただし、サテライト型デイサービス事業設備については、知事が必要と認められた額を加算する。 1 施設4,623,000円 1 施設12,060,000円 1 施設6,133,000円 1 施設13,570,000円 3,606,000円 7,437,000円を加算する。 1,209,000円を加算する。 3,606,000円 7,437,000円を加算する。 1,209,000円を加算する。	を

<p>老人デイサービスセンター 標準型 基本事業部門の整備 基本事業部門及び入浴部門の整備 基本事業部門及び給食部門の整備 基本事業部門並びに入浴部門及び給食部門の 整備 小規模・痴呆型 機械入浴部門の整備 給食部門の整備</p>	<p>以下に定める額 1 施設 3,467,000円 1 施設 9,045,000円 1 施設 4,600,000円 1 施設 10,178,000円 2,705,000円 5,578,000円を加算する。 907,000円を加算する。</p>	<p>に、 」</p>
<p>「129,000円×利用(増加)定員を」を「97,000円×利用(増加)定員を」に、「6,464,000円」を「4,848,000円」に、</p>		
<p>基本部門の整備 基本部門及び給食部門の整備</p>	<p>248,000円×老人短期入所施設利用(増加)定員 +17,176,000円以内 ただし、サテライト型デイサービス事業設備に ついては、知事が必要と認められた額を加算する。 基本部門+3,078,000円以内</p>	<p>を 」</p>
<p>基本部門の整備 基本部門及び給食部門の整備</p>	<p>186,000円×老人短期入所施設利用(増加)定員 +12,882,000円以内 基本部門+2,309,000円以内</p>	<p>に、 」</p>
<p>老人短期入所施設</p>	<p>248,000円×利用(増加)定員</p>	<p>を 」</p>

<p>老人短期入所施設 痴呆性高齢者グループホーム</p>	<p>186,000円×利用(増加)定員 1施設 1,500,000円以内</p>	<p>に、</p>
<p>知的障害者更生施設(通所)</p>	<p>108,000円×利用(増加)定員 ただし、職業訓練設備については、知事が必要と認められた額を加算する。</p>	<p>を</p>
<p>自閉症児・発達障害支援センターの整備を行う場合</p>	<p>1施設 835,000円を加算する。</p>	<p>に、</p>
<p>知的障害者更生施設(通所)</p>	<p>108,000円×利用(増加)定員 ただし、職業訓練設備については、知事が必要と認められた額を加算する。 1施設 835,000円を加算する。</p>	<p>に、</p>
<p>自閉症児・発達障害支援センターの整備を行う場合</p>	<p>108,000円×利用(増加)定員 ただし、授産設備については、知事が必要と認められた額を加算する。</p>	<p>を</p>
<p>知的障害者授産施設(通所)</p>	<p>108,000円×利用(増加)定員 ただし、授産設備については、知事が必要と認められた額を加算する。</p>	<p>を</p>

「 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行 う場合 知的障害者授産施設(通所) 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行 う場合 第1種自閉症児施設	1 施設 835,000円を加算する。 108,000円×利用(増加)定員 ただし、授産設備については、知事が必要と 認められた額を加算する。 1 施設 835,000円を加算する。	に、 」
「 第1種自閉症児施設		を 」
「 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行 う場合 第1種自閉症児施設	1 施設 835,000円を加算する。	に、 」
「 第2種自閉症児施設	129,000円×入所(増加)定員	を 」
「 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行 う場合 第2種自閉症児施設	1 施設 835,000円を加算する。 129,000円×入所(増加)定員	に、 」
「 知的障害児通園施設	108,000円×利用(増加)定員	を 」

「
 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行う場合
 知的障害児通園施設
 自閉症児・発達障害支援センターの整備を行う場合
 」

1 施設 835,000円を加算する。
 108,000円×利用(増加)定員
 1 施設 835,000円を加算する。

に改め、同付表5を同表の付

表6とし、同表の付表4を同表の付表5とし、同表の付表3中

隣保館

利用世帯数100未満
 利用世帯数200未満
 利用世帯数400未満
 利用世帯数400以上

132平方メートル
 198平方メートル以内
 264平方メートル以内
 331平方メートル以内

ただし、これによりがたい
 場合は、661平方メートルの
 範囲内において知事がその都
 度承認した面積

創設等の場合
 の基準面積か
 ら既存面積を
 控除した面積

を

隣保館

1 施設661平方メートルの範
 囲内において知事がその都度
 承認した面積

創設等の場合の
 基準面積から既
 存面積を控除し
 た面積

に、

<p>都市型複合サービスセンターとして整備する場合 ヘルパーステーションの整備 在宅介護支援センター 在宅複合型施設 基本部門の整備 基本部門及び給食部門又はヘルパー部門の整備 基本部門並びに給食部門及びヘルパー部門の整備 老人短期入所施設 肢体不自由者更生施設</p>	<p>1 施設 380平方メートル以内を加算する。 1 施設 50平方メートルを加算する。 1 施設 84.4平方メートル 1 施設 1,578.3平方メートル 1 施設 1,628.3平方メートル 1 施設 1,678.3平方メートル 34.13平方メートル×利用(増加) 定員 31.2 " ×入所(増加) 定員</p>	<p>同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>上 上 上 上 上</p>
<p>軽費老人ホーム(A型) 肢体不自由者更生施設</p>	<p>30.3平方メートル×入所(増加) 定員 31.2 " ×入所(増加) 定員</p>	<p>同 同</p>	<p>上 上 上 上</p>
<p>知的障害者更生施設(通所)</p>	<p>14.6平方メートル×利用(増加) 定員</p>	<p>同</p>	<p>上</p>
<p>自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合 知的障害者更生施設(通所) 自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合</p>	<p>1 施設 84.4平方メートルを加算する。 14.6平方メートル×利用(増加) 定員 1 施設 84.4平方メートルを加算する。</p>	<p>同 同 同 同</p>	<p>上 上 上 上</p>

知的障害者授産施設(通所)	15.8平方メートル×利用(増加)定員	同	上	を
自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合 知的障害者授産施設(通所) 自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合	1 施設 84.4平方メートルを加算する。 15.8平方メートル×利用(増加)定員 1 施設84.4 平方メートルを加算する。	同 同 同 同	上 上 上 上	に、
一時保育事業のための保育室等の整備を行う場合	1 施設 55.8平方メートル	同	上	を
一時保育事業のための保育室等の整備を行う場合 特定保育事業のための保育室等の整備を行う場合	1 施設 55.8平方メートル " 55.8 "	同 同	上 上	に、
知的障害児用ショートステイ用居室の整備を行う場合 強度行動障害特別処遇事業のための居室等の整備を行う場合 第1種自閉症児施設	11.73平方メートル×利用(増加)定員を加算する。 1 施設 100平方メートルを加算する。 27.9平方メートル×入所(増加)定員	同 同	上 上	を

<p>知的障害児用ショートステイ用居室の整備を行う場合 強度行動障害特別処遇事業のための居室等の整備を行う場合 自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合 第1種自閉症児施設 自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合</p>	<p>11.73平方メートル×利用(増加)定員を加算する。 1 施設 100平方メートルを加算する。 1 施設 84.4平方メートルを加算する。 27.9平方メートル×入所(増加)定員 1 施設 84.4平方メートルを加算する。</p>	<p>同 同 同 同 同</p>	<p>上 上 上 上 上</p>
<p>知的障害児通園施設</p>	<p>13.9 " ×利用(増加)定員</p>	<p>同</p>	<p>上</p>
<p>自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合 知的障害児通園施設 自閉症児・発達障害支援センターを整備する場合</p>	<p>1 施設 84.4平方メートルを加算する。 13.9 " ×利用(増加)定員 1 施設 84.4平方メートルを加算する。</p>	<p>同 同 同</p>	<p>上 上 上</p>

3を同表の付表4とし、同表の付表2中

円	円
35,700	32,900
28,500	21,000
21,300	15,500

を

円	円
33,800	31,200
27,000	19,900
20,200	14,700

に改め、同付表2の注の3中「平成11

年度」を「平成12年度」に、「平成12年度」を「平成13年度」に改め、同表の付表3とし、同表の付表1の次に次のように加える。

(付表2)

定員1人(1施設)当たり基準単価

施設の種類別	単位	単価
特別養護老人ホーム(市町村が整備する場合を除く。)		円
従来型	定員1人	5,900,000
痴呆性老人及び重篤な入所者の特別な介護のための個室加算	定員1人	300,000
従来型 グループケアユニット型	定員1人	6,600,000
居住福祉型	定員1人	4,200,000
老人ショートステイ用居室		
従来型	定員1人	2,400,000
居住福祉型	定員1人	1,300,000
ヘルパーステーション	1施設	7,800,000
特別養護老人ホーム(市町村が整備する場合に限る。)		
従来型	定員1人	7,900,000
痴呆性老人及び重篤な入所者の特別な介護のための個室加算	定員1人	500,000
従来型 グループケアユニット型	定員1人	8,800,000
居住福祉型	定員1人	5,600,000
老人ショートステイ用居室		
従来型	定員1人	3,200,000
居住福祉型	定員1人	1,800,000
ヘルパーステーション	1施設	10,400,000
老人短期入所施設	定員1人	6,000,000

軽費老人ホーム(ケアハウス) 本体 ヘルパーステーション	定員1人 1施設	6,400,000 7,800,000
在宅複合型施設 基本部門のみを整備する場合 基本部門と給食部門又はヘルパー部門を整備する場合 基本部門と給食部門とヘルパー部門を整備する場合	1施設 1施設 1施設	207,200,000 215,400,000 223,600,000
老人デイサービスセンター 標準型 基本事業部門を整備する場合 基本事業部門と入浴部門を整備する場合 基本事業部門と給食部門を整備する場合 基本事業部門と入浴部門と給食部門を整備する場合 利用人員加算(21人~25人) (26人~30人) 小規模型・痴呆型 機械入浴部門整備加算 都市複合型デイサービスセンター整備加算 居住部門を整備する場合(生活支援ハウスとして整備する場合) ヘルパーステーションを整備する場合	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設	25,500,000 31,200,000 45,500,000 51,900,000 7,100,000 14,200,000 15,600,000 4,200,000 49,800,000 5,500,000 7,800,000
在宅介護支援センター 基本事業部門のみを整備する場合 福祉用具展示スペース等整備加算	1施設 1施設	4,200,000 8,500,000

痴呆性高齢者グループホーム（市町村及び社会福祉法人が整備する
 場合に限る。）

定員 5人
 定員 6人
 定員 7人
 定員 8人
 定員 9人

1施設
 1施設
 1施設
 1施設
 1施設

24,100,000
 25,500,000
 27,000,000
 28,400,000
 29,800,000

(注) 従来型の特別養護老人ホームで、痴呆性老人及び重篤な入所者の特別な介護のための個室を整備する場合、入所定員の3割以内を限度として加算を行う。

厚生課

○長野県収用委員会告示第2号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県収用委員会

第7条第3号中「第51条の6第1項第15号」を「第51条の12第1項第15号」に改め、同条第4号中「第51条の6第1項第16号」を「第51条の12第1項第16号」に改める。

企 画 課

○長野県収用委員会告示第3号

平成11年長野県収用委員会告示第1号(長野県収用委員会運営規程の一部改正)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県収用委員会

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

企 画 課

○長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則(昭和34年長野県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

第8条第1号中「第34条の規定による承認請求の」を「第34条第1項第3号に該当する場合の臨時的任用の承認請求をする」に改め、同条第2号中「第34条第2項各号」を「第34条第1項第3号」に、「場合以外」を「場合」に改め、同条第3号を削る。

第9条中「第34条第1項の規定による」を「第34条第1項第3号に該当する場合の」に、「規則第35条第1項前段の規定による臨時的任用期間更新」を「同号に該当する場合の臨時的任用の期間更新」に、「様式第12号」を「様式第11号」に、「様式第13号」を「様式第12号」に改める。

第10条を次のように改める。

(臨時的任用の報告)

第10条 規則第34条第2項の規定による報告及び規則第35条第2項において準用する規則第34条第2項の規定による報告は、臨時的任用・期間更新報告書(様式第13号)により、前年度における状況について、毎年5月31日までに書面により行うものとする。

様式第11号を削り、様式第12号を様式第11号とし、様式第13号を様式第12号とし、様式第12号の次に次の様式を加える。

(様式第13号)(第10条関係)

臨時的任用・期間更新報告書

(文書番号)

年 月 日

長野県人事委員会委員長 様

(任命権者)

印

職員の任用に関する規則第34条第2項(及び第35条第2項において準用する規則第34条第2項)の規定により、次のとおり報告します。

(年度分)

職の名称	職務の内容	所属所	当初の任用期間	任用の更新期間	氏名	備考
			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		
			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		
			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		

~

~

			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		
			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		
			年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで	年 月 日から 月(日)間 年 月 日まで		
臨時的任用を行った法的根拠		職員の任用に関する規則第34条第1項第 号				

様式第14号及び様式第15号を削る。

人事委員会事務局